代理店	2,648	3,000	2,643	2,852	949	972	931	1,054
	(　−2.6)	(　13.3)	(−11.9)	(　7.9)	(　−3.0)	(　2.4)	(　−4.2)	(　13.2)
	〔　−1.8〕	〔　4.2〕	〔　−4.1〕	〔　4.6〕	〔　−4.4〕	〔　10.3〕	〔　9.9〕	〔　21.9〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成24年10～12月	平成25年１～３月	４～６月	７～９月	平成25年７月	８　月	９　月	10　月
Ⅰ製造業計	−5.3	−1.7	5.6	9.8	4.8	0.8	4.1	−0.2
１食品製造業	11.4	−7.5	3.3	8.8	−31.6	51.3	7.3	0.4
２パルプ・紙・紙加工品	90.1	−12.6	−52.9	198.3	993.2	−86.6	150.3	−8.4
３化学工業	15.7	−15.7	7.8	−10.6	−15.2	31.0	15.2	12.3
４石油製品・石炭製品	22.0	28.7	−39.0	81.4	−15.4	223.2	−49.5	−72.9
５鉄鋼業	−34.0	−0.3	−0.2	18.0	85.4	−19.7	−6.4	9.0
６非鉄金属	−21.9	58.7	−41.0	61.9	202.0	−65.2	9.7	1.2
７金属製品	13.2	−7.1	−7.0	25.1	20.7	3.7	10.3	−4.8
８一般機械	−5.4	2.0	8.5	2.4	1.5	−1.5	11.6	4.4
９電気機械	−4.9	0.7	11.8	7.3	6.1	−5.7	−4.7	29.2
10情報通信機械	−9.2	−16.1	2.8	15.3	−13.0	32.1	33.7	−40.7
11自動車・同付属品	3.4	8.5	−3.6	−6.2	−14.0	2.1	−7.6	15.9
12造船業	2.4	−6.0	25.0	−25.4	−43.7	47.1	−33.8	75.5
13その他輸送用機械	−21.5	−15.2	87.0	−2.9	−30.4	−18.0	32.3	8.4
14精密機械	−13.2	13.2	−5.4	15.4	18.8	−30.6	13.9	18.8
15「その他製造業」	7.5	−1.6	−5.1	−0.2	−3.2	−8.4	22.1	1.2
Ⅱ非製造業計	2.3	−1.7	9.2	1.7	1.6	5.4	−4.2	12.0
16農林漁業	2.4	5.7	9.7	3.7	−1.1	20.9	−26.2	11.4
17鉱業・採石業・砂利採取業	11.0	18.1	−30.8	14.9	23.1	−29.1	35.0	−6.5
18建設業	23.8	10.4	6.9	−13.0	3.4	7.1	−26.7	62.5
19電力業	−12.3	10.8	−6.5	17.5	−5.3	6.2	7.1	9.2
20運輸業・郵便業	2.8	11.1	−1.3	−12.0	−12.3	34.2	−13.1	9.9
21通信業	−1.7	−12.3	14.0	1.3	20.4	−8.5	3.5	2.2
22卸売業・小売業	13.3	−1.9	20.3	−13.6	7.2	−16.2	11.4	1.2
23金融業・保険業	14.6	−12.3	36.8	−21.7	−10.7	55.7	−27.8	74.8
24不動産業	30.7	−1.0	16.4	1.1	−12.2	33.7	−37.8	49.7
25情報サービス業	1.9	−5.3	8.8	12.1	27.6	−16.4	−9.5	−9.2
26リース業	24.1	−16.6	20.9	−0.5	64.5	−18.7	16.7	40.8
27「その他非製造業」	7.1	−1.7	5.8	8.4	−2.1	−9.1	44.9	−13.7

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

諮　詢　事

保険業法に基づく供託金取戻しの公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。
１．供託者の商号　エイアイユーインシュアランスカンパニー日本支店
２．住所　東京都千代田区丸の内１丁目８番３号
３．清算人氏名　錦野　裕宗
４．取戻しをしようとする供託金の額
金200,000,000円
５．前号の供託金につき保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有する者は、平成26年６月19日までに、外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。
平成 25 年 12 月 19 日
金融庁長官　畑中龍太郎

職員の免職処分

海上保安学校　学生　高嶺　崇文
国家公務員法第78条第３号により免職する
平成 25 年 12 月６日
海上保安学校長　船越　良行

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１１０５号
島根県出雲市佐田町大呂110番地
申立人　三原多千雄
本籍島根県簸川郡佐田町大字大呂189番地４、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日昭和51年９月15日、出生の場所本籍に同じ、出生年月日大正５年７月23日、職業無職
被相続人　亡　三原　幸枝
島根県出雲市佐田町一窪田182番地
相続財産管理人　高橋　修一
松江家庭裁判所出雲支部

平成２５年（家）第８２６号
島根県江津市二宮町神村1688番地
申立人　有限会社江津精密
本籍島根県江津市二宮町神村50番地、最後の住所島根県江津市江津町341番地２、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成25年４月23日、出生の場所島根県那賀郡二宮村、出生年月日昭和24年７月１日、職業会社役員
被相続人　亡　梨木　勝巳
島根県江津市都野津町2289番地、事務所島根県江津市都野津町1891番地木原司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　木原　聖
松江家庭裁判所浜田支部

平成２５年（家）第４７５号
山口県下関市彦島西山町３丁目10番32号
申立人　淺尾　順子
本籍島根県鹿足郡津和野町森村ハ27番地６、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成25年３月９日、出生の場所広島県山県郡筒賀村、出生年月日大正15年12月２日、職業無職
被相続人　亡　大庭　隆徳
事務所島根県益田市中吉田町1085番地７　センタービル２階
相続財産管理人　弁護士　山本　尚
松江家庭裁判所益田支部

平成２５年（家）第３８９号
愛媛県伊予市上野520番地40
申立人　山手トヨ子
本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬甲5342番地、最後の住所愛媛県松山市市坪北１丁目７番16号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日平成25年５月29日、出生の場所愛媛県上浮穴郡川瀬村、出生年月日昭和25年12月23日、職業無職
被相続人　亡　髙橋　洋一
愛媛県松山市立花４丁目３番２号
相続財産管理人　司法書士　川﨑　勇次
松山家庭裁判所